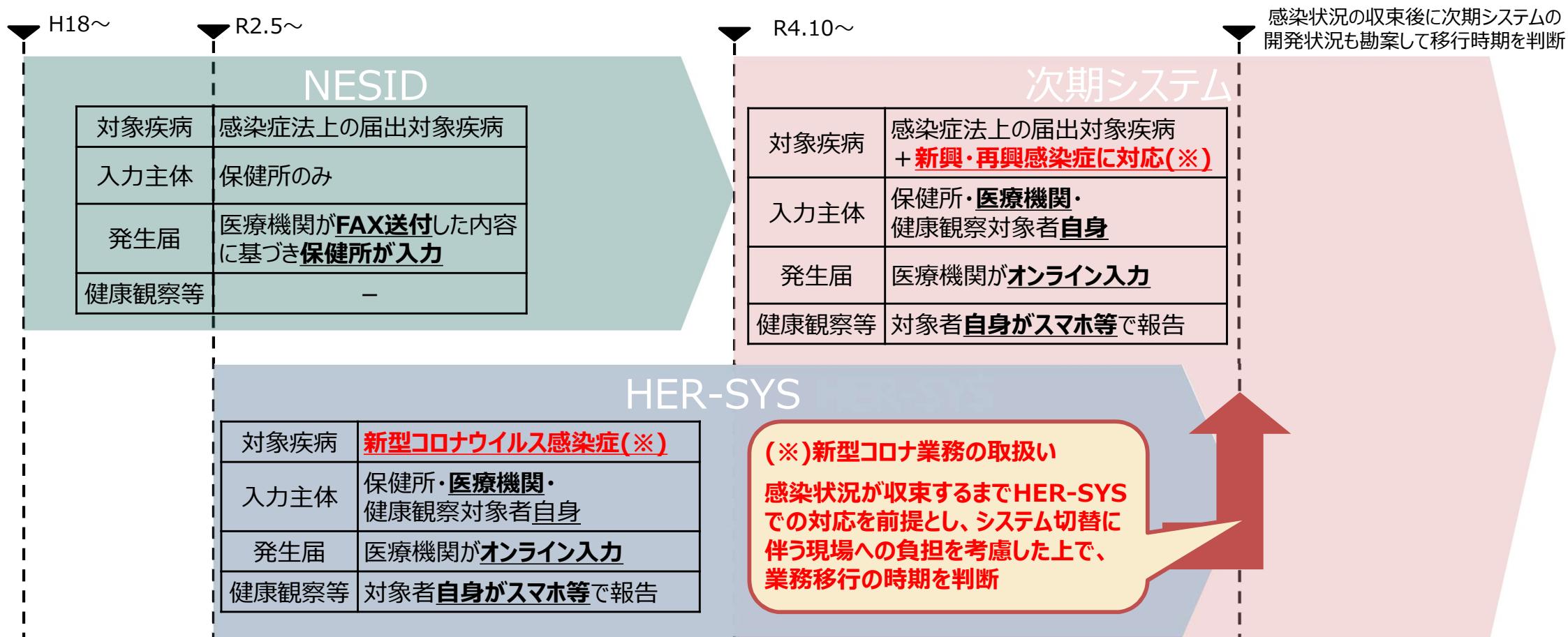


感染症サーベイランスシステムについて

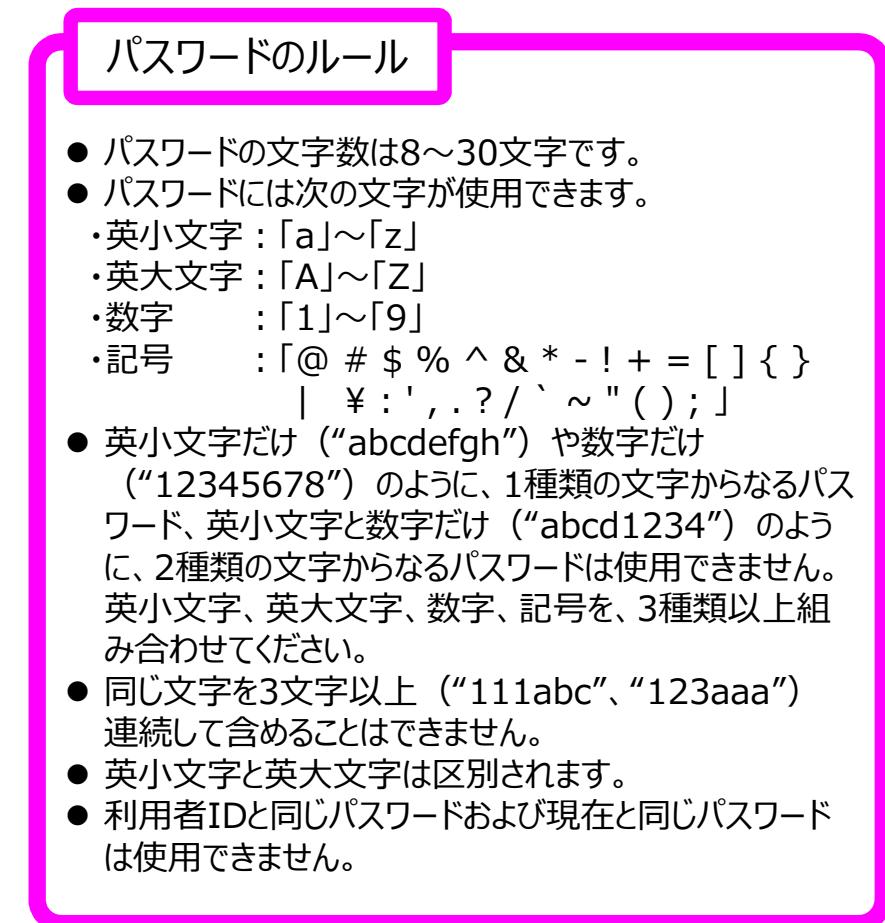
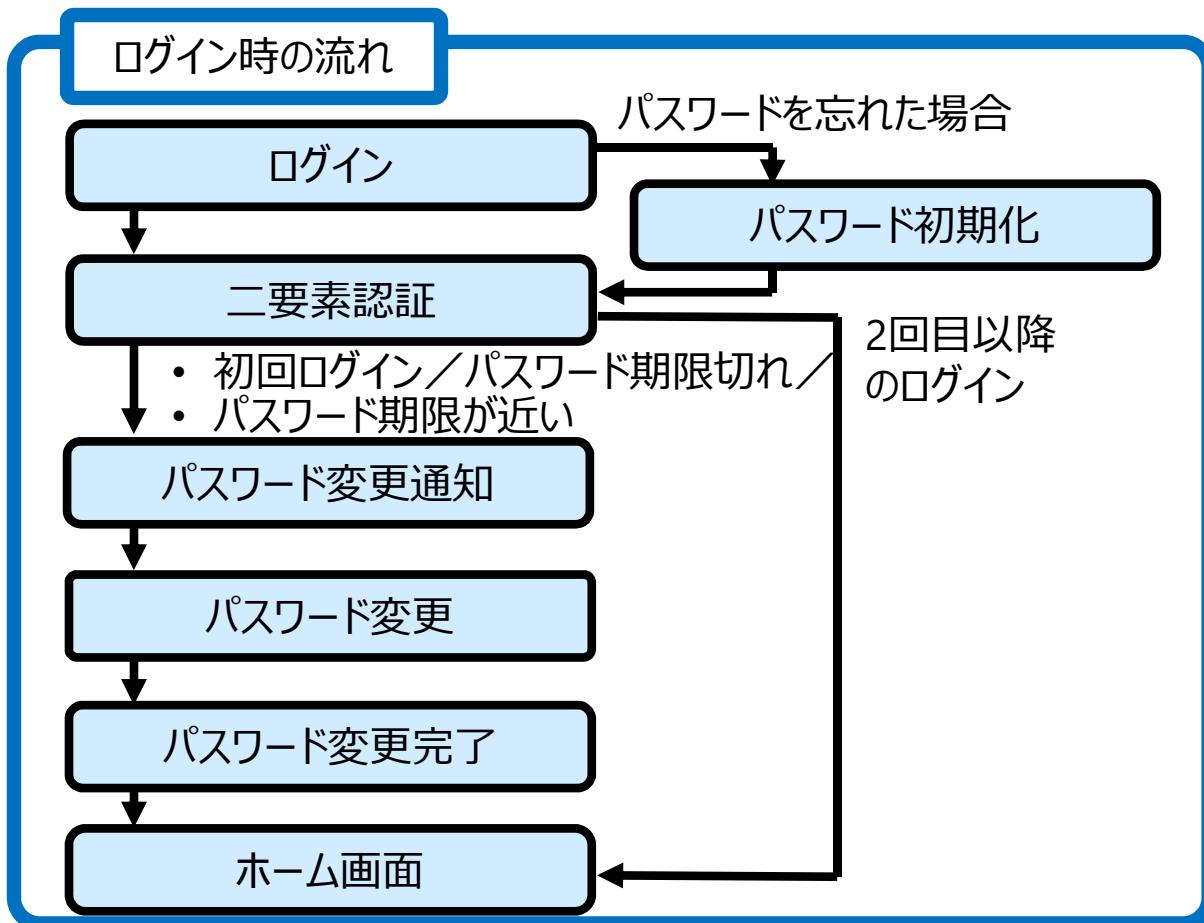
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第12条～第14条に基づき、診断医師や獣医師から届出のあった感染症に関する情報は、保健所が感染症サーベイランスシステムに入力することで都道府県・国に報告を行っている。
- 次期システムにおいては、HER-SYSと同様に、**医療機関等がオンライン入力によって発生届を保健所へ報告することが可能となる。**
(※切り替えることに伴う業務負担を勘案し、現時点では自治体ごとに順次開始されることを想定)
- インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからも情報の入力・閲覧が可能となるが、システムから発行された利用者ID・パスワードに加えて、電話番号、SMS又はメールアドレスを用いた二要素認証が必要。
- なお、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染状況が収束するまではHER-SYSによる対応を継続する。



(ご参考) 利用規約における利用者管理体制と主な役割について

| | 関係者 | 主な役割 | アカウント管理 |
|--------|---|--|---|
| 国 | 厚生労働省  | 本システムの維持、補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりシステムに障害又は遅延の生じたとき、運用の停止、休止若しくは中断、利用制限又は本システム内の情報の変更又は削除を行う | |
| 都道府県等 | システム利用統括責任者  | 都道府県等（都道府県、保健所設置市、特別区の157自治体を想定）に設置され、 システム利用全体を管理 ・下記の者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う | |
| 認証実施機関 | 利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）  | 自組織及び管轄内の各利用機関において I D・パスワードなどアカウント情報を中心にシステム利用者を管理 ・システム一般利用者に対して利用の許可、停止を行う ・利用アカウント、システム利用に必要となる機器等を適切に管理するとともにシステム一般利用者に適切に管理させる | ・管轄内のシステム一般利用者のID発行、停止を行う ・システム一般利用者の職務権限に応じて、適切な権限種別のIDを発行 |
| 利用機関 | 利用機関内 システム利用管理者  システム一般利用者  | 自所属 利用機関内のシステム利用を管理 ・システム一般利用者に利用規約を遵守させるよう努める ・適切にシステム利用されるよう必要な指導及び監督を行う 遵守事項に則った適切なシステム利用 ・利用アカウント、システム利用に必要となる機器等の適切な管理 ・OSその他のプログラム等の脆弱性に関して適切に対応し、不正プログラム対策ソフトウェア等を導入してセキュリティを確保する など | ・人事異動等に伴うシステム一般利用者のIDの発行、変更、停止、削除の有無を管理 ・利用者認証実施者（システムアドミニストレータ）に対して、必要に応じて利用者アカウントの申請を行う ・人事異動等に伴う利用者アカウントの変更等を事前にシステム管理者に申出 |

(ご参考) システムへのログイン方法・基本操作の概要



- ✓ ブラウザは、PCでは、Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefoxで動作確認を行っています。iPadについては、Safari、Androidについては、Google Chromeで動作確認を行っています。
- ✓ ブラウザの操作：ブラウザの【戻る】ボタン、【進む】ボタンは、最新のデータが表示されないなど、誤動作の原因となりますので、基本的に使用しないでください。
- ✓ 終了方法：別タブで表示された画面は、ブラウザの「閉じる」（右上の【X】ボタン）で終了してください。
- ✓ ログアウト：システムは、ホーム画面の【ログアウト】ボタンで終了します。実行中の業務がある場合は、終了（又はブラウザのウインドウを閉じる）してからログアウトしてください。